

海上自衛隊仕様書			
物品番号等	—	仕様書番号	MHP-V-47022-12
名 称	航空機製造共通仕様書	防衛大臣承認年月日	43. 3. 14
		作成年月日	43. 3. 14
		改正年月日	23. 3. 2
		単 位	—
		海上幕僚監部装備部航空機課	

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊の航空機（以下、本機という。）の製造（改造を含む。）について適用する。

### 1.2 引用文書等

#### 1.2.1 一般事項

この仕様書に引用する文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書等に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合は、この仕様書に定める内容が優先する。

#### 1.2.2 引用文書

この仕様書で引用する文書は、次による。

##### a) 規 格

**NDS Z 8011** 角形銘板

##### b) 仕様書

**MHP-V-51028** 航空機部品（国産）共通仕様書

**MHP-V-51030** 航空機部品（輸入）共通仕様書

**MHP-V-56016** 航空機等輸入品検査共通仕様書

**DSP Z 9000** 品質管理適用仕様書

**DSP Z 9008** 品質管理等共通仕様書

**MHP-V-62010** 航空機部品包装共通仕様書

**MRS-G-00008** プロビジョニング資料作成共通仕様書

##### c) 法令等

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（法律第 167 号。32. 6. 10）

海上自衛隊の使用する航空機の分類等及び塗粧標準等に関する達（海上自衛隊達第 119 号。37. 12. 24）

航空機等整備基準（海幕装備第 5622 号。10. 12. 8）

航空機等及び航空武器等の技術刊行物の作成に関する基本的事項（海幕航空第 1873 号。19. 3. 16）

航空機等及び航空武器等の技術刊行物の作成要領等（補本装航第 375 号。  
19. 3. 16）

海上自衛隊の使用する装備品等の取扱説明書の作成要領（海幕装備第 5625  
号。10. 12. 8）

海上自衛隊補給実施要領（補本装補第 2072 号。18. 12. 27）

航空機等の製造又は整備に使用する航空機燃料の航空機燃料税法上の取扱に関  
する事務処理要領について（装本航 2 第 152 号。18. 7. 31）

#### d) 技術図書

海上自衛隊ストックリスト 管理資料編

### 1. 2. 3 関連文書

この仕様書に関連する文書は、次による。

#### a) 規格

**JIS Q 9001** 品質マネジメントシステム－要求事項

**JIS Q 9100** 品質マネジメントシステム－航空，宇宙及び防衛分野の組織に対  
する要求事項

#### b) 仕様書

**DSP Z 9004** 技術変更提案書の様式

#### c) 法令等

信頼性管理実施要領（補本装航第 91 号。10. 12. 8）

形態管理実施要領（補本装航第 92 号。10. 12. 8）

航空機等及び航空武器等の技術刊行物管理要領（補本装航第 93 号。10. 12. 8）

## 2 製品に関する要求

### 2. 1 一般的要求事項

本機は、個別仕様書に定める型式仕様書及び適用製造図面を満足しなければならない。

### 2. 2 部品及び材料

#### 2. 2. 1 準備及び取扱い

本機の製造に必要な部品及び材料の準備及び取扱いについては、**補本装補第 2072 号**による。

なお、契約の相手方の負担する品目の銘板については、原則として **NDS Z 8011**による。

#### 2. 2. 2 受入検査

受入検査等は、次による。

a) **国産の部品及び材料** 本機の製造に必要な国産の部品及び材料は、受入にあたり **MHP-V-51028** の要求を満足することを確認する。

b) **輸入した部品及び材料** 本機の製造に必要な輸入した部品及び材料等は、**MHP-V-51030** の要求事項を満足するとともに、**MHP-V-56016** の

要求する検査項目について検査を行わなければならない。

なお、契約の相手方の下請業者工場における輸入部品等の受入検査についても同様とする。

## 2.3 機体の標識等

機体の標識等は、**海上自衛隊達第 119 号**による。

なお、**海上自衛隊達 119 号**に規定されていない標識の塗粧については、順序を経て契約担当官等の承認を受けた承認用図面による。

## 2.4 品質管理

品質管理は、次のいずれかによる。

- a) DSP Z 9000 (要求する品質管理は、2.1 を選択する。)
- b) DSP Z 9008 (要求事項は、表 1 の a による。)

## 3 品質保証

### 3.1 完成機の検査

完成機は、次の検査を実施する。

- a) 主要寸法，質量及び重心検査
- b) 地上運転検査
- c) 地上機能検査
- d) 飛行検査

### 3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領によって実施する。ただし、次に示す項目は全機について直接又は立会いにより品質の確認を行う。

- a) 最終組立
- b) 搭載電子機器，武装機器及び救命機器の搭載
- c) 飛行試験

## 4 出荷条件

### 4.1 部隊が空輸するまでの保管作業等

契約の相手方は、航空機を納入後部隊が空輸するまでの間（原則として 10 日間以内）**海幕装備第 5622 号**に準じて契約の相手方工場において必要とする保管作業及び整備作業を行い、また、空輸のため必要とする準備作業を行わなければならない。

### 4.2 機体付属品等

契約の相手方は、個別仕様書で要求する機体付属品等を本機と同時に納入する。

なお、機体付属品等は、機体に装備するものを除き、原則として **MHP-V-62010** により所要の包装を行い、納入する。

## 5 その他の指示

### 5.1 提出書類

提出書類は、契約書及び個別仕様書に定めるもののほか、次による。

- a) **信頼性データ** 契約の相手方は、**海幕装備第 5622 号**に定める信頼性データを作成し、本機受渡後 15 日以内に地方防衛局を経由して海上自衛隊補給本部長に 1 部提出するものとする。
- b) **類別原資料** 契約の相手方は、**海上自衛隊ストックリスト 管理資料編**に記載されていない品目（設計変更等による部品番号変更品目を含む。）については、類別原資料を作成し、原則として本機受渡までに地方防衛局を経由して、海上自衛隊補給本部長に提出し、審査を受けるものとする。  
なお、類別原資料の作成要領は、**MRS-G-00008**による。

### 5.2 航空機等の技術刊行物の作成

契約の相手方は、**海幕航空第 1873 号**、**補本装航第 375 号**及び**海幕装備第 5625 号**により、個別仕様書で定められた航空機等の技術刊行物の原稿等を作成し、地方防衛局を経由して、海上自衛隊補給本部長に提出し、審査を受けるものとする。

### 5.3 官給品及び貸付品

#### 5.3.1 官給品

本機の製造に必要な部品及び材料を官給する場合は、次による。

- a) 官給予定品目は、個別仕様書による。官給予定品目以外の品目は、原則として契約の相手方の負担とする。
- b) 契約の相手方は、官給品に不具合を発見した場合は、不符号（異状）報告を官給元の補給部隊に行い、処理については官給元補給部隊又は当該物品の契約等担当官等の指示によるものとする。ただし、当該官給品の軽微な不具合については、監督官の確認を得て修理することができる。
- c) 官給品の引渡し場所は、原則として契約の相手方の工場とする。
- d) 官給品の返還場所は、原則として官給品の引渡し場所とし、返還は次による。
  - 1) 官給品のうち使用可能品（航空燃料を除く。）は、原則として **MHP-V-62010**の要求するところにより包装等を行う。  
なお、返還時の指定容器及び梱包箱は、原則として官給時使用されたものを再使用するものとし、梱包のための補修資材等は契約の相手方の負担とする。
  - 2) 官給品のうち要修理品は、所要の防せい処置を行い、海上自衛隊航空補給処等までの輸送に耐える包装を行う。
- e) 本機の社内飛行試験等及び官の行う飛行試験に使用する燃料の取扱いについては、**装本航 2 第 152 号**による。

#### 5.3.2 貸付品

貸付品は、次による。

- a) 貸付品は、工場渡しとし、貸付の申請の手続きは**補本装補第 2072 号**による。

- b) 貸付品の返還は、原則として貸付けを受け入れた場所において使用可能状態とし、かつ、**MHP-V-62010**の要求するところにより包装等を行い官に返還する。

## 5.4 技術変更

### 5.4.1 技術変更提案

契約の相手方は、**2.1**の一般的要求事項について技術変更を提案する場合は、**海幕装備第5622号**により実施しなければならない。

### 5.4.2 技術変更提案の処置

技術変更提案の処置は、**海幕装備第5622号**による。

## 5.5 エイジ・コントロール

部品、材料等のエイジ・コントロールは、**MHP-V-51028**による。

## 5.6 整備記録等の作成

契約の相手方は、**海幕装備第5622号**により整備記録等を作成し、提出するものとする。

## 5.7 試験及び調査等

契約の相手方は、本機の製造に必要な技術研究、試験及び調査を行うものとする。この実施にあたっては、実施計画書を作成し、順序を経て契約担当官等に2部提出し、その承認を受け実施するものとし、実施結果については順序を経て要求元に2部提出するものとする。

## 5.8 放射性同位元素に係る情報提供

契約の相手方は、**法律第167号**に基づき文部科学大臣に使用の許可又は届出が必要となる放射性同位元素を使用している場合、海上幕僚監部航空機課及び要求元に放射性同位元素を使用している部品及び材料の名称、部品番号、製造会社（販売会社）、含有元素、含有線量、含有濃度等の情報提供を行うものとする。